

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

国民年金保険料後納制度 ～過去10年まで保険料を納められます～

今月の年金相談

11月20日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

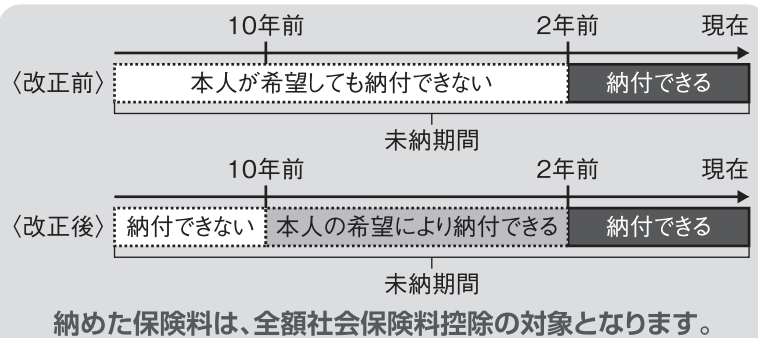
完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください

役場第1・2会議室

国民年金保険料後納制度は、年金制度の改正により平成24年10月から開始されました。

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間がある方は、お申込みにより平成27年9月までの間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されます。



【後納制度のメリット】

2年以上前の保険料を納めることにより

- ① 将来受け取る年金額が増額します！！
- ② 年金の受給資格が得られる可能性があります！

【対象となる方】

①20歳以上60歳未満の方	②20歳以上65歳未満の方	③65歳以上の方
10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間のある方	①の期間のほか任意加入中の納め忘れ期間がある方	年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給されている方はお申込みできません。

【申込方法】

後納制度のお申し込みは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、基礎年金番号の分かるものをご用意ください。



● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係 (窓口5番)		☎0137-62-2111 (内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、役場社会係までご連絡願います。